

1 条一目的規定

2～4、7 条

出題されるとは考えにくい

5 条一 眞実義務・誠実義務

1 眞実義務

- ・趣旨：社会正義の実現（法 1 条・規程 1 条）
- ・性質：法的義務 ∴ 趣旨
- ・「眞実」：(1)主観的眞実 (2)消極的眞実義務

(1)主観的眞実

ア 民事弁護

弁護士が依頼者や事件関係者から得る情報は往々にして片面的→弁護士にとって眞実は流動的→「眞実」とは、当事者の主張や証拠に照らして合理的・論理的な判断のもとに事件の実体を把握、認識した結果、法律の専門家たる弁護士自らが眞実と信じるものをさす

イ 刑事弁護

黙秘権保障（憲法 38 条）→被疑者被告人に積極的眞実義務がないことは明らか→被疑者に対して誠実義務を負う被告人にも積極的眞実義務がないことは明らか(規程 82 条 1 項参照)

(2)消極的眞実義務

立証活動について消極的眞実義務を課す規定 75 条に準じる

2 誠実義務（法 1 条 2 項、規程 5 条、21 条、22 条、46 条）

趣旨：①依頼者の依頼を受けて法律事務を行う以上、依頼者の正当な権利・利益を誠実に擁護するのは当然②弁護士が個々の事件を誠実に処理することが、究極的に基本的事件を十全に擁護することにつながり、社会正義の実現に寄与する

性質：受任者としての善管注意義務が加重された法的義務 ∴ 弁護士は法律の専門家、職務の公共的性格

(1)「正当な」利益の擁護義務（規程 21 条, 31 条）：不当目的・不当手段による職務は「公正」の点から不可

(2)依頼者の違法行為や主観的眞実に反する行為について、依頼者を説得する等してやめさせるように眞摯に努力すべき。ただし、告発や通報をする義務までは負わない（守秘義務との抵触が問題）。

→依頼者との信頼関係の維持に配慮しつつ説得。応じない場合、辞任を検討(規定 43 条)

なお、刑事事件については「正当」「不当」を区別することに問題もあるので、刑事弁護については規程 46 条に規程 21 条の特則的な規定を設けている

違法行為を故意に助長することは許されない（規程 14 条）。

容認したりお墨付きを与えたりするような消極的関与であっても助長にあたると解されている